

平成29年度塩尻市議会9月定例会

総務生活委員会会議録

○日時 平成29年9月20日(水) 午前10時00分

○場所 全員協議会室

○審査事項

議案第2号 平成28年度塩尻市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について

議案第7号 平成28年度塩尻市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算認定について

議案第11号 塩尻市印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例

議案第23号 松本広域連合の処理する事務の変更及び松本広域連合規約の変更について

議案第25号 平成29年度塩尻市一般会計補正予算(第3号)中 歳入全般、歳出2款総務費、3款民生費
中4項国民年金事務費、4款衛生費、9款消防費、第2条債務負担行為補正、第3条地方補正

議案第26号 平成29年度塩尻市国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)

議案第28号 平成29年度塩尻市後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第1号)

○出席委員・議員

委員長 牧野 直樹 君

副委員長 小澤 彰一 君

委員 古畑 秀夫 君

委員 西條 富雄 君

委員 村田 茂之 君

○欠席委員

委員 中村 努 君

○説明のため出席した理事者・職員

省略

○議会事務局職員

事務局長 竹村 伸一 君

事務局次長 横山 文明 君

午前9時57分 開会

○委員長 おはようございます。それでは、昨日に引き続き総務生活委員会を開会いたします。昨日は、大変お疲れさまでございました。それでは早速です。

議案第2号 平成28年度塩尻市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について

○**委員長** 議案第2号平成28年度塩尻市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。説明を求めます。

○**市民課長** 議案第2号国民健康保険事業特別会計予算決算認定について説明をいたします。初めに概要を説明いたしますので、決算説明資料の95ページ、説明する主なところは96ページになりますので、あわせてごらんいただきますようお願い申し上げます。

まず、被保険者数は16,279人。前年度対比3.3%減で、全人口に対する加入率は24.1%。世帯数は9,547世帯。前年度対比1.7%の減で、全世帯に対する加入率は35.5%という状況でございました。

歳入合計額84億370万円余につきましては、前年度対比3.9%、3億4,093万円の減となりました。減額の要因といたしまして、国民健康保険税は、被保険者数や世帯数の減少により1.7%の減、国庫負担金・補助金は、医療給付費の減少に伴い3.7%の減、療養給付費等交付金につきましては、退職者医療被保険者の多くが、年齢到達により一般被保険者に移行したことにより36.8%の減となったのが主な要因です。また、財源といたしまして、財政調整基金から預金満期となりました1億4,428万円余を繰り入れたほか、財政健全化指針に基づく財政支援として、一般会計から27年度の同額になりましたが6,750万円を繰り入れました。

次に、歳出合計額80億9,964万円余は、前年度対比6.3%、5億4,411万円余の減となりました。減額の要因といたしまして、保険給付費は薬価改定などの影響で療養給付費が減少し7.1%の減。後期高齢者支援金は、被保険者数の減少などで5%の減となったのが主なところ です。

また、財政調整基金は前年度決算剰余金から8,036万円余を積み立てました。歳入歳出差引額は3億405万円余となり、平成29年度会計に繰り越しました。なお、歳入歳出の合計額から前年度繰越金、財政調整基金繰入金及び積立金を除いた単年度収支は、平成27年度が1億3,950万円余の赤字だったのに対し、平成28年度は1億3,993万円余の黒字に転じております。心配された療養給付費は、27年度と比較して大きく減額となったことによるものでございます。

続きまして97ページは、歳入歳出の構成比のグラフとなっております。歳入では高い順に前期高齢者交付金が23.2%、共同事業交付金が21.4%、国庫負担金・補助金が20.7%などとなっております。歳出では、保険給付費が61.2%を占めており、共同事業拠出金が20.8%、後期高齢者支援金が11.1%などとなっております。

次に98ページの3は、過去5年間の加入世帯数と被保険者数の状況でございます。24、25年度までは増加傾向でございましたが、26年度から減少傾向に転じております。

その下4は、28年度中の異動事由の状況でございます。28年度は被用者保険の適用拡大がありました。このため、社保離脱より社保加入のほうが多くなっております。また、前年度との比較はここに示してございませんが、後期加入につきましては、75歳を迎え後期高齢者医療制度に移行された者でございますが、高齢化が進むとともに年々ふえております。

次の99ページは、国保税の調定と収納状況でございます。28年度の収納率は現年度分が前年度対比0.52ポイント増の93.92%、滞納繰越分が0.66ポイント減の21.71%、合計では1.04ポイント増の77.92%で、収納状況は年々高くなってございます。

次の100ページの6につきましては、医療給付費の状況でございます。療養給付費は42億701万円余で前年度対比7.6%、3億4,532万円余の減となり、医療給付費の計は49億1,352万円余で、前年度対比7.0%、3億6,978万円余の大幅な減となりました。医療給付費の計をごらんいただきますと、年々増加傾向でございますが、27年度だけ突出していたことがわかります。101ページの出産育児一時金は、57件で2,389万円余。葬祭費は、78件で390万円余を給付いたしております。人間ドック等は、700件で1,038万円余を補助しており、年々件数がふえている状況でございます。概要の説明は以上となります。次に、決算書の歳出事項別明細書を説明させていただきます。決算書の288ページ、289ページをお願いいたします。1款1項1目の一般管理費ですが、備考欄2つ目の白丸、国保事務諸経費の主なもの、下から4つ目の黒ポツ、電算化共同処理事業委託料263万円余と、その2つ下の黒ポツ、レセプト点検業務委託料206万円余で、いずれも国保連合会へ委託したものでございます。2目連合会負担金は、長野県国保連合会への負担金でございます。2項1目の賦課徴収費では、備考欄2つ目の白丸、賦課徴収事務諸経費の主なもの、下から2つ目の黒ポツ、税情報等システム使用料1,084万円余で基幹系システムの使用料になります。その上の黒ポツ、税情報等システム改修委託料412万円余は、マイナンバー制度に伴うシステム改修委託料と国保制度改革による国保事業費の算定のための、基礎データ出力のためのシステム改修費用で、マイナンバーにつきましては3分の2、国保制度改革につきましては10分の10で国庫補助がありました。

次の290、291ページをお願いいたします。2款1項の療養諸費は、入院、外来、調剤などの療養給付費と柔道整復、はり、あんまなどの療養費に区分し、さらに一般被保険者分と退職被保険者分に区分しております。また、これらを給付するための審査支払手数料とで5つの目に分かれてございます。1目の一般被保険者療養給付費は、24万件余で40億3,577万円余、2目の退職被保険者等療養給付費は1万件余で、1億7,123万円余。1目、2目を合わせました療養給付費は、先ほどからいろいろ説明させていただきましたが、前年度対比7.6%、3億4,532万円余の減となりました。件数は前年度と大差ありませんでしたが、薬価改定等が大きく影響したものでございます。3目、4目を合わせました療養費につきましては、前年度対比3%、265万円余の減となりました。件数も3%減でありまして、被保険者数の減少が影響したものと見ております。5目の審査支払手数料は、国保連合会へ支出した手数料となります。2項の高額療養費は、1カ月の窓口負担が、世帯の所得などに応じた限度額を超えた場合に支払うもので、一般被保険者分は3,783件で、6億2,296万円余。退職被保険者分は150件で、2,977万円余となりました。3目と4目の高額医療・高額介護合算療養費は、医療費と介護サービスの1年間の自己負担額が限度額を超えた場合に支払うもので、一般被保険者分は17件で40万円余、退職被保険者分は3件で15万円余となりました。

次の292、293ページをお願いします。4項の出産育児諸費と5項の葬祭費諸費につきましては、概要で説明させていただいたとおりでございます。3款1項1目の後期高齢者支援金は、後期高齢者医療制度の医療費の40%分を支援するもので、塩尻市の国保に割り当てられた分です。9億10万円余を支出しました。

次の294、295ページをお願いいたします。6款1項1目の介護納付金は介護給付金の約30%を納付するもので3億4,886万円余を支出しました。

8款1項1目の高額医療費拠出金は、国保連合会が事業主体となり、保険者である市町村拠出により県単位で財政調整を行う制度です。備考欄、1つ目の黒ポツ、高額医療費拠出金は1件80万円を超える医療費を対象と

しております。2つ目の黒ポツ、保険財政共同安定化事業拠出金は1件80万円までの医療費を対象に拠出を行っており、合わせて16億8,857万円余を拠出しました。

次の項につきましては、健康づくり課から説明となります。

○**健康づくり課長** それでは9款保健事業費1項特定健康診査等事業費1目特定健康診査等事業費をお願いいたします。右側295ページの白丸、特定健康診査等事業諸経費4,500万円余でございますけれども、高齢者の医療の確保に関する法律に基づきまして、生活習慣病の早期発見、予防を目的として、平成20年4月から保険者の義務となっております特定健康診査と特定保健指導にかかる経費で、健康づくり課で担当しております。おめくりいただきまして296、297ページ、一番上の黒ポツ、特定健康診査委託料3,800万円余でございますけれども、こちらが25歳から74歳を対象といたしまして特定健康診査と保健指導を実施したもので、生活習慣病の発症予防、重症化予防を図ったものでございます。平成28年度については4,756人の方に受診をいただきました。委託料として集団検診を健康づくり事業団、それから医療機関による個別検診を塩筑医師会に委託をしているものでございます。私からは以上です。

○**市民課長** 続きまして2目疾病予防費、人間ドック等補助金につきましては備考欄に記載の内容で補助しております。

10款1項1目の財政調整基金積立金は、前年度決算剰余金から8,104万円余を積み立てました。

次の298、299ページをお願いいたします。12款1項3目の償還金2,051万円余は、前年度の療養給付費に対し、退職被保険者分として社会保険診療報酬支払基金から交付されたものと、一般被保険者分の100分の32相当を国庫が負担したものと、それぞれの清算に伴う償還金でございます。歳出の説明は以上です。

続いて歳入についての説明をさせていただいてよろしいでしょうか。

○**委員長** はい。

○**市民課長** 戻りまして、276ページ、277ページをお願いいたします。1款の国民健康保険税は、概要で説明させていただきましたが、収納率は前年度対比で現年度分が0.52ポイント増の93.92%、滞納繰越分が0.66ポイント減の21.71%、合計では1.04ポイント増の77.92%となっております。

次の278、279ページをお願いいたします。3款1項1目の療養給付費等負担金は、国が100分の32を負担するもので、備考欄1つ目の黒ポツは、一般被保険者の療養給付費に対して8億6,434万円余、2つ目の黒ポツは、後期高齢者支援金に対して2億7,900万円余、3つ目の黒ポツは、介護納付金に対して1億1,191万円余が交付されました。

2目の高額医療費共同事業負担金は国の負担率が4分の1で4,822万円余が、3目の特定健康診査等負担金は負担率が3分の1で、1,176万円余が、それぞれ交付されました。

2項1目の財政調整交付金では、備考欄1つ目の黒ポツ、普通調整交付金は一般被保険者の療養給付費や後期高齢者支援金などに対して7%が補助されるもので、3億5,392万円余。次のページになります黒ポツ、特別調整交付金は被保険者の年齢構成や所得水準など、保険者の責任によらない特殊事情により交付されるもので、6,452万円余が交付されました。

2目1節の社会保障・税番号制度システム整備費補助金は、システム改修費に対し、補助率3分の2で103万円余が交付されました。

3目1節の国保制度関係業務準備事業費補助金はシステム改修費に対し、補助率10分の10で238万円余が交付されました。

4款1項1目の療養給付費等交付金は、退職被保険者等の療養給付費に対して、社会保険診療報酬支払基金から2億2,732万円余が交付されたものです。

5款1項1目の前期高齢者交付金は、65歳から74歳までの前期高齢者の医療費に対して、社会保険診療支払報酬基金から19億4,608万円余が交付されたものです。

6款1項の県負担金は、先ほどの国庫負担金と同様に、高額医療費共同事業負担金は4分の1、次のページになりますが、特定健康診査等負担金は、3分の1を県が負担したものでございます。

2項1目の財政調整交付金は、先ほどの国庫補助金と同様になりますが、普通調整交付金は補助率6%で2億3,612万円余、特別調整交付金は補助率3%で7,967万円余が県から交付されたものでございます。

7款1項1目の共同事業交付金は、歳出の拠出金で説明しましたが、国保連が事業主体となり県単位で財政調整を行う制度で、高額医療費共同事業で2億2,413万円余、保険財政共同安定化事業で15億7,324万円余が交付されました。

9款1項1目の一般会計繰入金のうち、1節の保険基盤安定繰入金から、次のページになりますが、5節の財政安定化支援事業繰入金までは、法の規定に基づき一般会計から繰り入れたものです。6節のその他一般会計繰入金は、特定健康診査等保健事業に対するもの、2,498万円余と財政支援の6,750万円となります。

2項1目の基金繰入金は、運営、財政運営上の財源としまして財政調整基金から預金満期分の1億4,428万円余を繰り入れました。

国保特別会計決算の説明は以上になります。よろしく願いいたします。

○委員長 それでは、質疑を行います。委員の皆さんから質問はありますか。

○西條富雄委員 297ページ、健康づくり課長にお伺いします。特定健康診査委託料、25歳から74歳、4,756人分とありますが、これ、受診率は全人口、対象者に対して何パーセントだったか教えてください。

○健康づくり課長 この4,756人は25歳から74歳ということで、対象者数が1万4,282人でございます。受診率については33.3%ということで、昨年と比べて1ポイントほど低くなっております。ただ、本市は25歳からやってるんですけども、法定では40歳から74歳という年齢でございまして、その法定報告については28年度は、まだ確定しておりません。27年度が42.3%でございました。本年度についても、ほぼ同様な数値になるだろうというふうに予測をしております。この大きな違いは、人間ドックですとか、職場での検診等のデータが入ってないということで、最終的には国の報告も42%前後になるだろうという見込みでございまして。

○西條富雄委員 市の補助のほうは9月末で一旦締め切りになりますけど、その後また、年度内にはありましたかしら。9月末で特定検診の。あ、そっちと違うか。

○健康づくり課長 本年度の特定検診につきましては、医療期間は終了しておりますけれども、これからというか、今、現在、集団検診のほうを保健センター各地区として実施をしておりますので、11月くらいまでは、ワンコイン化、500円負担ということになっておりますので、実施をしております。

○西條富雄委員 そうでしたね。わかりました。済みません、どうも。

○委員長 他にありますか。

○古畑秀夫委員 今回の関連ですけど、1年間じゃなくて9月末で一旦終了して、期間的にはすごく短いんですけども、何か理由があって、そういう。まあ、あと一般の医者というか、そういうとこや、今、説明があったように集団検診できるはできるんだけど、一旦、そこで切っちゃうってのは、何か理由があるのか。

それから、1,000円から500円に、半額に安くしたということで、今年度から、そのことによる受診率ってのはまだ、はっきりはしてないと思いますけど、全体的にはこう上がってきて、いい傾向になってるかどうか、ちょっとお聞きしたいと思います。

○健康づくり課長 医療機関検診につきましては、塩筑医師会のほうとの委託でやっておりますので、大体1年間通じてという医療機関負担も大きいということではなかろうかと思えます。ということで、これまでも期間限定してやっていただいております。

そこに行かれない方については、集団検診のほうをぜひお願いしたいということでPRをしているところでございます。それから、受診率についても、現時点で大きくふえてきているというような傾向は、まだあらわれておりませんが、最終的にはワンコインという効果が上がっているのではないかという期待もしているところでございます。

最終的には今年度、集団検診の終わったところで、集計、分析をさせていただくようになっております。

○委員長 ほかにありませんか。

○副委員長 概要のところを教えていただきたいんですが、被保険者が減少しているということで、今年はまだ3億プラスになったっていうのは、3億のプラスについては27年度に比較してっていうことだというふうに説明を受けましたけれども、今後ですね、75歳で後期離脱をする団塊の世代の人たちが入った場合に、実際には後期高齢者の医療について40%負担するわけですから、被保険者がどうなるかっていうのと、財政的にどういう動向になるのか、ちょっと教えていただきたいです。

○健康づくり課長 今、御質問の関係は、減った分につきましても、後期高齢者医療制度のほうへ移行される分ということですね。国保の負担としましては、先ほどの後期高齢の方の負担もありますけれども。後期高齢者制度への財政支援は、済みません。担当の係長から説明します。

○国保年金係長 ちょっと私の解釈が違ったら済みません。団塊の世代の方が75歳になられまして、後期高齢者医療の方へ移行してまいります。そうした場合、当市の国保の被保険者数は減ってまいりますので、その分税金につきましては減る傾向にあるかと思えます。対して、後期高齢者医療につきましては、今、運営を長野県後期高齢者医療広域連合で運営しておりますけども、そちらの医療給付費は、従前どおりふえていく傾向に、全県としてはなっております。

そうした場合、市の負担といたしましては、一般会計で負担しておりますけども、医療費の負担をしておりますので、こちらの医療給付費負担金がふえてまいります。あと一点、後期高齢者支援金ということで、保険者としての後期高齢者制度への拠出金がございます。今回、決済額ですと90億円余ですけども、こちらにつきましては、全国の後期高齢者医療の給付費から割り出した一人当たり負担額、これを被保険者数に掛けまして負担をしておりますので、このあたりの予測は難しいんですが、被保険者数は減っていきます。ただし、全国ベースで見ました後期高齢者医療の経費はふえてまいりますものですから、それとの兼ね合いで、ちょっとふえてくるか

○委員長 ほかにございませんか。

○古畑秀夫委員 30年度から国保が市町村から都道府県単位になる、まあ、来年からっていうことですが。本会議の中でも、まだ保険税の金額がはっきりしないということですが、あんとき答弁あったかどうかちょっとあれですが、いつ頃ははっきりするのか。

それから国の交付金や何かが少なくなって、保険税が上がるんじゃないかみたいな話もあるんですが、その辺の見通しについてお伺いします。

○市民課長 国民健康保険事業の納付金という形で、30年度からは市のほうで徴収した税等含めて県に支払うことになりますけれども。その試算ですが、それを支払うための国保税の税率の試算でございますけれども、今、県のほうで確認をしている状況で、今月22日に県の国保運営協議会が開催されまして、そこで委員に示されるといったことをもって公表されるという日程でございます。

あと国の補助金等が減ったから国保税がふえるのではないかというのは、ちょっとニュアンスが違うのかなと思いますけれども。制度の改革によって、先日新聞にも載りましたけれども、多くの市町村で税なり料の額が上がるのではないかという心配をしておりますが、当市につきましては、先日行われたアンケートがあったんですけども、ちょっとまだわからないということで御報告をしております。よろしいでしょうか。

○委員長 よろしいですか。

○古畑秀夫委員 何かわからないね。はい。

○委員長 なんか、まだ説明もれあるかい。ない。このまま終わっていいかい。

○市民課長 係長から補足させていただきます。

○国保年金係長 保険料・保険税が上がるという一般的な報道等につきましては、当市も28年度まで繰り入れていただいておりましたけれども、一般会計からの財政支援分の繰入ですとかそういったものを、30年度以降につきましては、原則ないものとして計算がされてきます。それに基づいて、県の納付金、保険税率なんかを示されるものですから、そういった分で、多くの市町村で財政支援、繰り入れ、それによる税の軽減ってということも、現状、行っている市町村が多いものですから、そうした意味でですね、新しい制度のもとでは、保険税が一般的にはふえる傾向にあるといったことを、今、報道等では言われているところではあります。

○委員長 いかがですか。

○古畑秀夫委員 そうすると、市としてはそういう形になったときには、今までのように一般会計からの繰り入れているのは、制度的にできないってことなのか、どういう理解になるんですかね。

○市民課長 一般会計からの繰り入れが、制度的にできないというわけではないですけども、今回の改革の趣旨としてはそういったものと理解した上で、後ほど補正でも説明させていただきますけれども、基金のほうがそれなりにございますので、必要に応じて、まず基金を充てて、激変があるようでしたら緩和するような形にして、なお、足りないようなときには一般会計からの繰り入れというのも考えていかなくはないのではないかと、いうふうに思っております。

○副委員長 本当に基本的なことかもしれませんが、税と料という制度をとった場合、7割、5割、2割でしたっけ、そういう軽減の負担が国からくるって書いてありますけど、もし、税とするならば市民税を免除されている、市民税払わなくてもいいというふうに言われている方からも2割を取るということになって、これはや

っぱり税としてはおかしいのではないだろうか。

料というのであれば、免除というようなことはないというふうに、私、聞いたことがあるんですけども、この点はどうなのでしょう。税として扱うならば、免除というのはないのでしょうか。

○市民課長 負担していただくそれぞれの保険料の額等について、税方式と料方式によって違うということは、基本的にないと思っております。税と料の違いにつきましては、例えば料の場合ではですね、いろいろな給付の時効だとかですね。保険料の賦課還付の時効は2年になります。税方式をとった場合はですね、ほかの税と同様に賦課については3年、還付については5年が基本となりますし。給付につきましては、料と同じで2年ということで、一番は負担していただく税を徴収する部分の強制力的なものが、税方式のほうが強いのかなというふうに思っております。

先ほどの2割とか5割とかってというのは、軽減のことかなと思いますけれど、これも税と料とは変わりございませんし、あと減免につきましては、私ども税方式とっておりますけれども、減免の規定該当すればですね、対象の方は減免にしております。これでよろしいでしょうか。

○副委員長 大体、国保に入る方のかなりの数が低所得者層、しかも高齢で医療費もかかるし保険料も安い。そういう中で保険料を払えないという方も大分あって、93%の徴収率だって先ほど言いましたけれども、あとの7%の方ってというのはですね、かなり厳しい中で生活を強いられているということなので、ぜひ保険料を下げられるためにもですね、一般財政からの繰り入れを市は行って、一定の水準を維持してきたわけですから。ぜひですね、今後もそういう方式をとっていただきたい、これ要望です。

ちょっと質問に移ります。いいですか、次。歳入の中の281ページ、これちょっと内容がわからないので教えていただきたいんですが、5,000万円の国からの国庫補助があるということで、あ、特別調整交付金です、一番上の3款2項1目のところですね。特別事情の内容について、先ほどちょっと聞き洩らしたかもしれませんが、具体的な内容をですね、ちょっと教えていただきたいと思います。

○市民課長 係長から説明いたします。

○国保年金係長 それでは私のほうから説明させていただきます。まず、特別事情、あと特別調整交付金につきましては、あくまでも国の予算において配分がされるものですから、これから申し上げるような項目がお幾らということ、今、示されていないんですけども。

特別事情といたしましては、幾つかお話しさせていただきますと、例えばですね、国保の適用に当たりまして、居所不明と言いますか、保険証を送っても戻ってきってしまうとか、そういったものへの調査を行っているとか、あと医療費通知と言います、医療費適正化のために、どのくらい医療費お掛かりですよという通知をさせていただいているんですが、そういったものを送付させていただいたりですとか。あとほかにも申し上げますと、後発医薬品、ジェネリック医薬品の利用差額通知、私ども年2回送付しておりますけど、そういったものをお送りしているのかとか、あと保険税の関係で言いますと口座振替の割合ですとか、こういったものをいくつかの項目がございまして、最終的に判定をした上で、予算の範囲内で配分されるといったものが特別事情となっております。

○委員長 よろしいですか。ほかにございますか。よろしいですかね。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 それでは、これより自由討議を行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 次に、議案に対する討論を行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 ないようですので、議案第2号平成28年度塩尻市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定については、原案のとおり認めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○委員長 異議なしと認め、議案第2号については、全員一致をもって認定すべきものと決しました。

議案第7号 平成28年度塩尻市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算認定について

○委員長 次に、議案第7号平成28年度塩尻市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。説明を求めます。

○市民課長 議案第7号後期高齢者医療事業特別会計決算認定について説明をいたします。初めに概要を説明いたしますので、決算説明資料の117ページ、主なところは118ページになりますので、併せてごらんください。

まず、後期高齢者医療制度ですが、県に設置されました長野県後期高齢者医療広域連合が運営主体となり、被保険者の資格管理、医療給付、保険料賦課、保険事業など制度の全般を担います。市町村は、これに協力して事務を行うという形になります。市町村では、被保険者からの各種申請や届け出の受け付け、被保険者証の引き渡し、保険料の収納、広報、相談業務など、窓口業務を中心に担当しており、徴収した保険料は広域連合への納付金となっております。

被保険者数は9,379人で、前年度対比2.7%、246人の増となりました。高齢化が進み、年々、被保険者がふえてございます。歳入合計額の7億497万円余は前年度対比4.3%、2,897万円余の増となりました。このうち後期高齢者医療保険料は、前年度対比4.8%増の5億4,664万円余で、歳入全体の77.5%を占めております。

118ページ下の表をごらんいただきますと、収納率は前年度より0.18%低い99.04%でした。歳出合計額の6億8,469万円余は前年度対比4.2%、2,791万円余の増となりました。このうち、保険料などの広域連合納付金は、前年度対比4.5%増の6億7,389万円余となり、歳出全体の98.4%を占めております。歳入歳出差引額は2,028万円余となり、平成29年度に繰り越しをしました。なお、出納閉鎖ぎりぎりの徴収保険料等を、広域連合の出納閉鎖に間に合うように直ちに納付するということは難しいため、例年、出納整理期間中に収入した保険料につきましては、翌年度に繰り越す会計処理を行なっていて、翌年度の納付金としております。

次、決算書の歳出事項別明細を説明させていただきます。決算書374、375ページをお願いいたします。1款の総務費は、嘱託員の人件費が主な支出の1項総務管理費と、システム使用料が主な支出であります2項徴収費となります。

2款1項1目の広域連合納付金は、徴収した保険料5億4,561万円余と、保険料軽減分として一般会計か

ら繰り入れた保険基盤安定納付金1億2,828万円余を広域連合へ納付したものでございます。

続いて歳入を説明させていただきます。戻りまして370、371ページをお願いいたします。

1款の後期高齢者医療保険料は、収入済額5億4,664万円余で、収納率は現年度分99.53%、滞納繰越分は27.97%で、全体では前年度より0.18ポイント低い99.04%でした。

3款1項の一般会計繰入金は、事務費に対する1目の事務費繰入金1,039万円余と、保険料軽減分の2目保険基盤安定繰入金1億2,821万円余となります。保険基盤安定繰入金は、同額を広域連合へ納付しております。後期高齢者医療特別会計決算の説明は以上になります。よろしくをお願いいたします。

○委員長 それでは質疑を行います。委員の皆様から質問はありますか。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 それでは、これより自由討議を行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 次に、議案に対する討論を行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 ないようですので、議案第7号平成28年度塩尻市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算認定については、原案のとおり認めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○委員長 異議なしと認め、議案第7号については、全員一致をもって認定すべきものと決しました。これで、ちょっと10分、休憩いたします。

午前10時56分休憩

午後11時04分再開

○委員長 それでは休息を解いて再開をいたします。

議案第11号 塩尻市印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例について

○委員長 次に、議案第11号塩尻市印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例について議題といたします。説明を求めます。

○市民課長 議案第11号塩尻市印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例について説明いたします。議案関係資料の8ページをお願いいたします。

提案理由はコンビニエンスストアにおいて印鑑登録証明書を交付するサービスを開始することに伴い、必要な改正をするものです。改正の概要は、全国のコンビニエンスストアに設置されている多機能端末から個人番号カードを使用して印鑑登録証明書の交付を受けるための手続きを定めるものです。条例の新旧対照表は、次の9ページからとなります。

第8条及び第10条の改正部分は文言の整理をしたものでございます。第10条が、市民課や支所の窓口で交付している現行の申請と交付について規定している条文になりますが、現行の第11条以下を1条ずつ繰り下げ、コンビニ交付に関する新たな11条を規定するものです。改正後の11条は、印鑑登録の登録者が個人番号カー

ドに記録された利用者証明用電子証明書を利用した個人認証を経て、コンビニエンスストアなどにある多機能端末の操作により印鑑登録証明書の交付申請をした場合に、その交付を受けることができるとしたものでございます。

次のページになりますが、第17条の改正部分は、条を繰り下げることにより引用部分の条ずれが生じるため、手当てをしたものでございます。

第18条は、塩尻市行政手続条例の適用除外について新たに規定をしたものでございます。塩尻市行政手続条例第2章は申請に対する処分、第3章は不利益処分を規定した部分ですが、行政手続法から引用される申請とは、例えば許認可など申請者にとってメリットのある処分を求める行為のことになりますので、印鑑登録申請や印鑑登録証明書の交付申請といったものは、これに当たりません。また、不利益処分とは、何らかの義務や権利が悪いほうに向く処分を言い、本条例にはそのような処分規定がありません。よって、この条例により、市長がする処分につきましては、塩尻市行政手続条例の規定は適用しないということを明確にするため規定したものでございます。なお、住民票の写し等につきましては、住民基本台帳法、戸籍関係の証明は戸籍法に規定されておりますが、この第18条と同様の規定ぶりで、行政手続法の適用除外について規定しておりますので、申し添えさせていただきます。

次の11ページは、本改正条例の附則で改正します、塩尻市認可地縁団体の印鑑の登録及び証明に関する条例の新旧対照表になります。先ほどの第18条と同様に、塩尻市行政手続条例の適用除外について規定するものがあります。

8ページにお戻りいただきまして、この条例の施行日ですが、コンビニ交付サービスを開始する平成30年1月9日から施行するものでございます。説明は以上です。

○委員長 それでは質疑を行います。委員の皆さんから質問はありますか。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 それでは、これより自由討議を行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 次に、議案に対する討論を行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 ないようですので、議案第11号塩尻市印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例については原案のとおり認めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○委員長 異議なしと認め、議案第11号については、全員一致をもって可決すべきものと決しました。

議案第23号 松本広域連合の処理する事務の変更及び松本広域連合規約の変更について

○委員長 次に、議案第23号松本広域連合の処理する事務の変更及び松本広域連合規約の変更についてを議題といたします。説明を求めます。

○企画課長 それでは、議案関係資料33ページをお願いいたします。議案第23号松本広域連合の処理する事務の変更及び松本広域連合規約の変更につきまして、1の提案理由、2の概要でございますが、連合長から協

議を求められました事務及び規約の変更につきまして議決を求めるものであります。

現在、調査研究に関する事務という位置づけであります「広域的な観光振興に関すること」、これにつきまして、消防業務でありますとか介護認定審査と同様に、広域連合の処理する事務に位置づけを改めるものであります。

新旧対照表の裏面をお願いいたします。34ページ、左側の改正案であります。まず、上の第4条になります、広域連合の処理する事務、この3号としまして(3)、広域的な観光振興に関する事務、これを加えるものであります。同様に、34ページ中ほどの下であります、広域計画の項目、ここにも3号として広域的な観光振興に関するもの、これを加えるものになります。

次の35ページ、別表第1であります。左が改正案。この別表のですね、広域連合処理事務の市村の経費負担割合を定めた表でありまして、ごらんのように左上3であります。広域的な観光振興に関する事務、これを処理事務として加えるものであります。

以上が、広域観光関係の変更でありまして、36ページ以降にですね、36ページの中ほど下から別表第2が39ページまで続きます。この下線部分であります。37ページの右側の中ほどより下から下線部分が39ページまで続きます。これは、本市には関係ございません。平成5年の広域消防発足時に、新たに設置をいたしました麻績消防署ほか3署の起債償還が、このほど完済するために、関連市村の負担割合、これを削除するものであります。

それでは33ページにお戻りいただきまして、4の規約の施行等であります、30年4月1日から施行ということになります。これによりまして松本広域連合として管内の3市5村連携をした観光振興事業の実施が可能となるものであります。以上でございます。

○委員長 それでは質疑を行います。委員の皆さんから質問はありますか。

○古畑秀夫委員 広域的な観光振興ということですが、具体的にはどのようなことを予定というか計画を、これでいくと今まで調査研究してきたということのようですけど、具体的にはどんなことを考えているのかお伺いします。

○企画課長 具体的な事業としましては、今後、広域計画の位置づけをして30年度の予算編成で事業を審査していくという流れになりますが、想定される事業といたしましては27年度に調査研究事業としまして、観光変革プロジェクトという事業を実施しております。リクルート社と連携をしまして、約2万人の携帯データ、携帯基地局以外から来た人のGPS機能を使った人の動きのデータを、かなり詳細にとっておりまして、この結果が大変興味深いものがあります。

宿泊の約2分の1が松本市に集中しております。その宿泊者の大半が、長期滞在せずに長野ですとか大町ですとか高山のほうに移動しているという、こんなことがわかっておりますので、新たに松本広域管内で周遊を強化していく、こんなことが必要であろうということで、観光周遊ルートというものを何種類もつくっております。

これを実際、大手の旅行会社にPRをする、商品化してもらおう等の活動を今後していくのが効果的ではないか。こういった事業が、おそらく乗ってくるんだろうと思います。もう1点が、県が移住相談センター、これを広域管内で設置をして、31年度までに10の広域管内で設置をしたいという予定があります。これは国の地方創生交付金を活用しておりますので、広域連合が受け手となるということでもありますので、これについても松本広域管内で検討していくと、こんなことが想定をされます。以上でございます。

○委員長 よろしいですか。はい。ほかにありますか。

○西條富雄委員 済みません、松本広域のことをちょっとまだ理解していないもののですから。さっきの負担割合の件で、計算式で教えてください。均等割、総経費の10分の3というのは3市で割るということはわかります。それに4分の1を乗じた額、残りの4分の3は国から県からという理解で合ってますでしょうか。

○企画課長 負担割合につきましては、まず、3割の分を松本市、本市、安曇野市、それから5村、これで均等で割ります。4分の1ずつ。残りの7割が人口割になりますので、本市はおよそ15～16パーセントということで負担をしております。以上です。

○委員長 よろしいですか。ほかにございますか。

○村田茂之委員 今、高砂課長から説明いただいたGPSによる、動態把握ですね。当たり前のことであって、ある意味で対応が遅いんじゃないかと。いわゆる広域がテーマアップするための項目が遅いんじゃないかっていう感じを持つんですけども、どんなふうに機能しているかっていうことがちょっと、私も中身は分からないものですから、そこから見えてくるものもいっぱいあると思いますし。GPSって話ありますけど、あのRESASっていう中でデータがとられて、今、それをどう分析するかって時代だなっというふうに私は思っています。

それで、企画のほうで何でやるのかって、それよくわかんなかったんですが。例えばですね、マツクイムシの影響とかっていうのもですね、本来はもっと広域的なところでやっていかないと、今回の赤城山みたいなことが起きてしまうわけです。そういう意味でもっとこう敏感に、こう何て言いますか、どう動くかっていうこと、そういう案件もふえてきてるんじゃないかなっていうことで。これ以上言ってもしょうがない、まあ、要望という形にさせていただきます。

○委員長 ほかにございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 それでは、これより自由討議を行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 次に、議案に対する討論を行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 ないようですので、議案第23号松本広域連合の処理する事務の変更及び松本広域連合規約の変更については、原案のとおり認めることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○委員長 異議なしと認め、議案第23号については、全員一致をもって可決するものと決しました。

議案第25号 平成29年度塩尻市一般会計補正予算（第3号）中 歳入全般、歳出2款総務費、3款民生費中 4項国民年金事務費、4款衛生費、9款消防費、第2条債務負担行為補正、第3条地方債補正

○委員長 次に、議案第25号平成29年度塩尻市一般会計補正予算（第3号）を審査いたします。慣例により、歳出から説明をしていただきます。歳出2款総務費から説明を求めます。

○庶務課長 それでは、14ページ、15ページをお願いいたします。15ページをごらんいただきたいと思いますが、1目の一般管理費、22節の補償補填及び賠償金の関係でございます。こちらのほうは37万3,00

0円の補正をお願いするものでございます。内容につきましては、法制執務費の中の交通事故等補償金ということで、公用車の過失事故の補償金について、当初予算の不足が予想されるということでの補正でございます。なお、歳入におきまして同額、保険から補填されますので計上してございます。以上であります。

○財政課長 次の5目財産管理費の基金積立金でございますけれども、上の2つ、森林環境保全基金と知恵の交流基金、それぞれの積立金につきましては、この後シティプロモーション事業で説明があると思っておりますけれども、ふるさと寄附金の増収を見込んでおりまして、寄附金の寄附の趣旨に添いまして、今年度は一旦積み立てて来年度以降の財源とさせていただくものでございますし、財政調整基金につきましては、28年度の決算の確定によりまして、繰り越した額の2分の1をくだらない額といたしまして、2億5,000万円を積み立てるものでございます。以上です。

○地方創生推進課長 続きまして6目企画費説明欄、白丸、シティプロモーション事業になります。ふるさと納税、ふるさと寄附に関するものの増額の要求になります。黒ポツ、寄附謝礼費になります。今回、約7,200万円の増額をお願いするものでございます。

4月1日、総務大臣の通知以後、御周知のとおり、ふるさと納税を取り巻く環境は、新たな制度周知も含め、大きく変わってまいりました。8月末現在、ふるさと納税の状況でありますけれども、寄附件数は450件、寄附総額は7,595万5,000円になります。これは前年度の同時期に比べまして、件数で137件の増、金額では約4,500万円の増額となっております。金額は同時期に2倍を超えているような状況となっております。

要因としましては、今も言いましたけれども、今年度に入りまして全国的にふるさと納税の注目、まあ、いろんな意味で注目をされて、寄附がふえているということ。それから、次の欄でちょっと説明をさせていただきますけれども、ふるさと寄附の受付窓口となるポータルサイトを1つから2つにしておりますので、これらのことがふえまして、最終的に寄附の総額、当初予算では1億4,000万円とさせていただきましたが、3億8,000万円という見込みを立てさせていただきました。その3割以内ということで今回、この寄附の返礼品につきましてはトータルで1億1,400万円ということでお願いするものでございます。

続きまして、次の黒ポツ、ポータルサイト特設案内使用料になりますが、こちらのほう約1,000万円ほどの増額を要求するものでございます。今年の4月まで、昨年から引き続いてサイトのほう、ふるさとチョイス、ヤフージャパンが運営しているものですが、こちらのほうにサイト1つお願いをしておりましたが、5月のゴールデンウィーク中にですね、家電製品を一切、掲載されなくなりました。一方的に落とされたという形になりましたので、その代替手段といたしまして、ふるさとナビ、株式会社アイモバイル会社がやっているものなんです、こちらのほうを新たなサイトとして開設しました。6月からになります。

こちらのほう、寄附額の5%の利用料が必要ということになりますので、今後の推計等あわせて、ふるさとチョイス、それから、ふるさとナビの2カ所の使用料として、最終的に1,300万円ほど見込んでいるものでございます。私からは以上です。

○消防課長 続きまして15目防災防犯費、防災施設・設備等整備事業85万8,000円の増額をお願いするものです。檜川地区の防災行政無線の檜川支所にあります親局と埴山にあります中継局の無線送受信装置に障害が発生していることが、ことし5月の点検時にわかりましたので、修理を行うものであります。以上であります。

す。

○**市民課長** 3項1目の戸籍住民基本台帳費について説明をいたします。説明欄の黒ポツ、住基システム業務委託料695万5,000円の増額は、住民票やマイナンバーカードの氏名欄に旧姓を併記するためのシステム改修費用です。旧姓併記につきましては、昨年8月に閣議決定されました、未来への投資を実現する経済対策において一億総活躍社会の実現の加速の具体的措置として、女性活躍推進等に対応したマイナンバーカード等の記載事項の充実等が挙げられました。

具体的な施策は、結婚後も女性が通称として旧姓を使い続けやすくなるように、希望者の住民票やマイナンバーカードに旧姓を記載できるようにシステム改修を行うといった内容でございます。国の予算措置によりまして、平成29年度中に実施する必要があることから、今回補正をお願いするもので、補助率10分の10で国庫補助対象とされておりますので、同額を歳入に計上してございます。私からは以上です。

○**選挙管理・監査・公平委員会事務局長** 続きまして4項選挙費をお願いしたいと思います。委員会運営事務費の中の参議院議員選挙費委託金返還金41万6,000円の補正をお願いするものでございます。

内容といたしましては、県より本年6月30日に発表がありましたが、昨年7月10日に執行いたしました、第24回参議院議員通常選挙にかかわる執行経費につきまして、県から、国から県を経由しまして委託金が交付されておりましたが、その経費について県の算定誤りがありまして、過大交付されたとの報告がありました。県では再算定を行いまして、本年度において差額を総務省に返還するものでございます。以上です。

○**市民課長** 次に、16、17ページをお願いいたします。3款民生費の一番下4項1目、国民年金事務費について説明いたします。一番下になりますが、説明欄の黒ポツ、税情報等システム改修委託料69万3,000円の増額は、国民年金法に基づく届出書の電子媒体化及び様式統一化の実施に関するシステム改修費で、收受しました届出等の情報を、市において電子媒体に記録し、年金事務所へ回付するためのものでございます。なお、本費用につきましては、補助率10分の10で国の交付金対象としておりますので、同額を歳入に計上してございます。私からは以上です。

○**生活環境課長** 続きまして18、19ページをお願いいたします。一番上の4款1項8目の霊園費23節償還金利子及び割引料の195万7,000円でございます。霊園管理費諸経費といたしまして、永代使用料還付金でございます。東山霊園の聖地区画ですが、何らかの理由で返還される場合において、使用していた期間に応じて納めていただいた永代使用料の一部を還付するものでございます。今年は合葬墓の販売により、聖地を返還して改葬される方が当初の予定よりも多く返還されたため、今後の返還見込者も含めまして増額補正をお願いするものでございます。以上です。

○**消防防災課長** 続きまして20、21ページをお願いいたします。9款消防費1項2目非常備消防費、消防団諸経費40万円の増額をお願いするものです。これは、7月2日に開催されました松本消防協会ポンプ操法大会において塩尻分団第1部がポンプ車操法の部で優勝しましたので、7月30日に中野市で開催されました長野県消防協会ポンプ操法大会への出場交付金であります。結果につきましては、残念ながら12チーム中10位という結果でありました。

次に、3目消防施設費、消防施設整備費597万円の増額をお願いするものです。まず、営繕修繕料62万7,000円ですが、塩尻西小学校の入り口付近植栽内にあります防火貯水槽が漏水していると、本年6月に消防団

より報告があったため調査したところ、水もほとんどなく修繕が必要となりますので、防水工事を実施するものであります。

次に消防施設等整備工事113万円の補正につきましては、本年6月13日に昭和電工株式会社様より、塩尻市に寄附にて所有権移転がありました防火水槽用地につきまして、以前からふたがなく、蚊や虫などが発生し困っていると近所から苦情もあり、また、危険でありますので、鉄筋コンクリートのふたを設置するための工事を行うものであります。

次に消火栓新設改良負担金420万9,000円の補正につきましては、3カ所の消火栓移設工事の負担金であります。1つ目は宗賀平出区につきましては、先ほど説明しました防火水槽の近くの消火栓であります。現在の場所が道路わきであり、隣接地が更地のため車が自由に出入りできる場所に設置されており、車の接触事故も起きておりますので、今回、塩尻市に寄贈された防火水槽用地内の支障にならない場所に移転する工事を実施するものです。

2つ目は吉田地区におきまして、家屋建てかえに伴います地権者の要望によるものであります。

3つ目は片丘南熊井区につきましても、駐車場用地にしたいということの地権者の要望でございます。説明は以上でありますので、よろしくお願いいたします。

○財政課長 それでは引き続き、歳入を説明させていただきますので、10ページ、11ページにお戻りいただきたいと思っております。14款の国庫支出金、このうち1目の総務費国庫補助金の社会保障・税番号制度システム整備費補助金につきましては、先ほど説明がありました住基システム業務委託料に対しまして、10分の10という補助率で補助されるものでございます。

2目の民生費国庫補助金の障害者自立支援給付支払等システム事業費補助金につきましては、歳出の民生費の総合福祉システム改修委託料に対しまして2分の1という補助率で補助されるものでございます。

7目の土木費国庫補助金の社会資本整備総合交付金につきましては、土木費の橋梁の点検・修繕等に対しまして追加配分があったものを補正するものでございます。

次に3項2目の民生費委託金の基礎年金事務交付金は、これも先ほど説明がありました国民年金システムの改修委託料に対して補助率10分の10で交付されるものでございます。

17款寄附金、総務費寄附金につきましても先ほど説明がありましたが、ふるさと寄附金の増収を見込みまして、当初予算との差額を補正するものでございます。また、次の商工費寄附金につきましては、歳出にあります商工費、高ボッチ高原のビューポイント案内板修繕に充当するものとしたしまして、こちらは長銀から寄附をいただくものでございます。

19款の繰越金につきましては、前年度の決算剰余金のうち、今回の補正予算にかかる収支調整のための金額を計上したものでございます。

次のページをお願いいたします。20款5項4目の雑入のうち、交通事故等賠償補填金につきましては、歳出で説明がありました交通事故等補償金に対する保険金の分でございます。

次の前年度子どものための教育・保育給付費負担金返納金につきましては、前年度事業の精算によりまして子ども園から返還を受けるものでございます。

次の排水路整備負担金につきましては、セイコーエプソン様広丘事業所の周辺の排水路につきまして、一部付

けかえをする工事費を御負担いただくものでございます。

21 款の市債については、過疎対策事業債、こちらについては土木費の道路施設長寿命化改修事業に充当する起債でございます。

次に、戻っていただきまして4 ページをお願いいたします。4 ページの第2 表、債務負担行為補正でございますけれども、こちらはふれあいセンター洗馬特定公共賃貸住宅、それから市営住宅、洗馬児童館などの指定管理、それから一般社団法人塩尻市森林公社が借り入れます金額に対する損失補償について、それぞれ期間と限度額を定めるものでございます。なお、この森林公社に対する損失補償につきましては、追加の資料をお配りいたしまして、担当いたします森林課から補足の説明をさせていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

○委員長 はい、お願いします。

○森林課長 それでは、債務負担行為補正の原因となります森林公社拠点施設の整備につきまして、その概要について御説明申し上げます。このことにつきましては、先週9月15日に産業建設委員会協議会にて協議をさせていただいたところでありまして、その時の資料を用いまして説明したいと存じます。

お手元の資料No. 1をごらんいただきたいと思っております。2の内容のところから申し上げます。整備場所は塩尻市大字宗賀1797-1、外4筆、合計8,633平米の土地であります。

(2) 建設主体ですけれども、一般社団法人塩尻市森林公社と松本広域森林組合の2団体共同での建設を予定しておりまして、1つの建物に公社と組合がそれぞれ事務所を構えることとなります。

(3) 建物概要ですが、構造は木造平屋建て、延床面積は52.51坪です。

(4) 費用負担につきましては、塩尻市が1,375万円で、森林公社は約1,350万円、森林組合は約1,390万円を負担することとしています。これら施設整備の内容等につきましては、後ほど別紙により御説明申し上げます。

3、経過については記載のとおりであります。

4、今後の対応ですけれども、11月に入札、契約を行いまして、明けて30年3月完成見込みであります。

それでは、別紙のホチキス止めの資料をごらんください。1 ページ、拠点施設の整備予定地ですが、航空写真の真ん中の赤枠のところ整備予定地でありまして、地権者2名による民有地であります。現在は、森林組合が中間土場として、また、森林公社がお宝の第2ステーションとして使用している土地であります。

ここを整備予定地として選定した理由についてでありますけれども、当初は片丘のお宝ステーション事業用地、そこへ整備しようという構想でありましたけれども、片丘の土地については農振、農用地でありまして、農地以外の利用が非常に制限されている中で農地転用が特に困難であるという中から、ほかに拠点としてふさわしいところがないかということで、この宗賀の第2ステーションを候補として選定したものであります。

具体的な理由といたしましては、1つ目といたしまして、この土地は既に農地転用済みであるために、速やかに整備着手に取りかかれるということ。2つ目には、かねてから松本広域森林組合が筑南支所の移転先として構想していた土地でありまして、公社と組合が同一建物に事務所を設けることによりまして、さらにお互いの連携が深められるということでありまして、3つ目は、既に舗装がされておりまして、この土地全体が作業効率に非常に優れているということ。4つ目には市内各地区のほぼ中間的距離に位置しまして、国道19号にも面しておりまして、交通のアクセスに非常に優れているということ。以上の点から、この宗賀のお宝ステーション、第2ス

テーションの場所を整備予定地として選定したものでございます。

次に2ページをお願いいたします。整備施設の概要ということでありまして、建物概要ですけれども木造平屋建て、延床面積52.51坪でありまして、このうち森林公社所有分は31.88坪、森林組合所有分は20.63坪で公社と組合の所有割合は、およそ6対4の割合であります。2つ飛びますけれども、事業費についてです。建設工事費は約3,220万円でありまして、公社と組合それぞれ面積案分で負担をいたします。備品購入費300万円は、全額公社負担となります。その他経費、570万円ですけれども、所有率案分によりまして公社組合の負担分を算出しています。合計では約4,090万円の事業費中、森林公社が約2,700万円を負担し、森林組合が約1,390万円を負担するという予定であります。

次に財源であります。①塩尻市負担分は、当初予算で1,375万円を計上してございまして、これは補助率2分の1の地方創生推進交付金を活用しております。②森林公社負担分でありますけれども、民間金融機関からの長期借入れによりまして1,350万円を予定しています。この借入れにつきましては、市が全額損失補償を行うということから、本議会に損失補償に係る財務負担行為の補正を計上しているところでございます。③森林組合負担分約1,390万円でございます。

次に、3ページをお願いいたします。施設平面図であります。図面上方の緑色で囲った部分が、森林組合の所有部分であります。下の赤いほうの枠が、森林公社の部分であります。図面の左側が建物正面でありまして、国道19号に面する側で玄関があるところでございます。

次に4ページをごらんいただきます。施設立面図であります。左側の図が正面西側から見た図であります。国道側から見た玄関への正面図となっております。右側の図は、南から見た図面であります。

次に5ページをお願いいたします。借入金の償還計画であります。借入金額は1,350万円。償還方法は、1回の償還額67万5,000円を10年均等で年2回償還していく計画でございます。利息は1.000%で、利息徴収方法は前取方式であります。償還周期と利息徴収周期ともに6カ月であります。実行予定日借入予定日ではありますが、本年11月1日を予定しております。都度の償還計画はこの表のとおりでありますけれども、一番下の合計欄をごらんいただきたいと思っております。償還元金は1,350万円で、これに対しまして利息が70万8,916円つきまして、償還合計額は総額で1,420万8,916円となります。したがって、年度ごとの償還金合計1,421万2,000円を限度額といたします損失補償にかかる債務負担行為の補正につきまして、今回、本議会においてお願いするものでございます。

6ページの整備スケジュールをお願いいたします。細かい部分がいろいろありますけれども、11月に入札、契約を実施したいと考えております。工事期間を4カ月間とりまして、3月下旬完成竣工を見込んでおります。以上、森林公社拠点整備につきまして、御説明を申し上げました。私からは以上でございます。

○**財政課長** それでは補正予算書の5ページ、6ページにお戻りいただきたいと思っております。こちら第3表の地方債補正でございますけれども、先ほど御説明いたしました過疎対策事業債の増額補正に伴いまして、限度額を変更するものでございます。補正予算の説明は以上になります。

○**委員長** それでは質疑を行います。委員の皆さんから質問はありますか。私からいいですか。

○**副委員長** どうぞ。

○**牧野直樹委員** 今回初めて質問をいたします。今、御説明のありました債務負担行為でございますが、これ、

いきなり降って湧いたように出ていただいて、突然これを認めろって言われても、違う委員会で多分どういう結果になったか、まだわかりませんが、これはちょっとおかしくないかなと思うんですが。

この経過について、もっと詳しく説明願えますか。当初は、私どもがいろいろ聞いてたときには、片丘のウッドパークの周辺に建てるっていうことを聞いていて、ああ、あそこへ建てるんだなって思ったときに、先ほど課長から、調整区域でほとんど建設が難しいというお話が出まして。じゃあ、この桔梗ヶ原についても同じ調整区域であるということですが、たまたま農地ではないっていうことで、農転のほうは多分必要じゃないって思うんですよ。しかし、開発行為は当然ついて回るものでもありますんで、これは同じ調整区域なので、開発行為のクリアをしていかなきゃいけない、そういう問題があると思う。

そういう問題は以前から、多分御承知だったと思うんですよね。それを突然、その議会に突然、補正を組んで上げてくるっていうのは、これはちょっとおかしくないかなって、今、ちょっとこの説明を聞いて思ったんだけど。前々からこういう計画があれば、もう既にこのタイムスケジュールもできて、こういう図面もできてるってことは、もっと以前に、そういう計画があったんじゃないか。それをいきなり、これを補正で認めろって、これはそう簡単には、私はいかないと思うんだけど。その辺は、どうですか。

○副市長 経過がちょっと複雑なものですから、私のほうから御説明を申し上げます。

今、牧野委員長の御指摘のとおり、いきなり補正予算と、それから整備計画を状況を申し上げ、大変失礼なやり方だと、まずもってこれはお詫びを申し上げなくちゃいかんということでございます。

その経過につきまして、これは当初予算の上程をしたときに、今、御指摘のように片丘のFパワーの下のところ、今、農地でそばをまいて、そば畑になっている所がございますけども、以前に、山のお宝ステーションの薪の集積地ということで地権者からお借りをしてやっていたところを、計画しておりました。これを実は、今までは薪の集積地だったものですから、一時転用ということで、3年間の一時転用をまず許可をもらいまして、その一時転用の許可をもって薪の集積地っていうことで、農転と言いますか、一時転用して使ってまいりました。

これが今年度切れまして、一時転用は2回はちょっとできないんじゃないかという見解が地方事務所のほうから示されました。それを、転用をもう1回してくれろというようなことを、あるいはこれ第一種農地でありますので、基本的には転用できないということで、地方事務所のほうから指摘をいただいて、これは県の本課とも相当やり合ってまいりました。

唯一できるのは、実は収用法の適用をして市であれを買収をしてですね、そこへこの施設を建てるというようなことしか、方法がないんだということで県から指導を受けたところでございます。ところが、その収用法の適用をしますとですね、今、計画をしております、森林公社の拠点施設でございますけども、これは事務所でございまして、これ以外のもの、将来的に例えばあそこへですね、何かの、じゃあ例えば、ペレットの工場をつくるとか、あるいは何かボイラーをつくって熱の供給をすとかっていうこと行為が、全くできなくなってしまいます。

そういう意味で、これは収用法の適用をして、この施設をあそこのところへつくるということは、どうも将来の土地利用、あるいは全体のF Pの構想から考えたときに、ちょっとまずいんじゃないかなというようなことですね、じゃあ、どこにこの施設をもっていくかということで、相当、方々探して、特にF Pの近くがいいだろうというようなことで探してまいりましたけれども、なかなか適地がなくて。最終的には宗賀でやっております

た、第2山のお宝ステーションの土地ということで、そこへ計画をいたした次第であります。

その計画をするにも、御指摘のように、これは農転はもう済んでおりますが、開発行為が必要でございますが、今までの既存の建物がございまして開発行為をとっておりました。したがって、その建物を今度は撤去をして、新たな開発行為を、この拠点施設をおこすということについては、地方事務所のほうでも、県のほうでも、それは認めるよというふうに言っていただいておりますので、開発行為の手続きは比較的容易にとれるのではなかろうかというふうに考えております。まあ、考えておりますというか、そういう御返事をいただいております。

したがって、これを設計するについても、急遽FPのところへ設計をしたものを持ってきて、しかも、もともと以前から計画がありました森林組合との合併の施設になりますので、ほんとにたたき上げの基本設計ということで、今、実施をし終わったところでございますので。

本来なら事前に全協とか、ああいうところでお話を申し上げて、こういう施設をつくるんで補正予算をお願いをしたいというのが、御指摘のとおり本来の姿でございますけれども、そういう事情がございますので、ぜひ、事情をくんでいただいて御理解を賜りたいというふうに思っております。どうぞよろしくお願いをいたします。

○牧野直樹委員 事情はよく分かりました。しかし、手続きの順序ってのがあると思うんだよね。つい最近、そのいろんな順序ってのが、皆さん、多分、勘違いなされていることが、うんと多いと思います。ですから、この機会を教訓にさせていただいて、先に言うべきものは言っていただかないと、今後の審査にも影響が及ぶと思うんで、その辺は職員の皆さん、しっかり心していただいて、議会に対してそういう対応をされるよう、改めて申し上げたいと思います。

まだまだ言いたいことありますけど、私が思うに、まだ森林公社ってのは4月にできたばかりで、今、何をやってるかってことは、まあ、私どももわかりませんし、市民の皆さんもわからない。その中で、いきなりこんなすばらしい建物ができて、それに見合うだけの仕事があるのっていうことになっちゃう。多分、市がその債務補償をするんで、銀行は、はいはい、はいはいってお金を貸してくれると思いますよ。で、一般の企業だったら、こんなこと絶対あり得ない話であって、それでこれからは森林公社が市におんぶにだっこじゃ、これじゃあちょっとみっともなくっていけないんで、森林公社の、これといった何か仕事の目標だとか、収入がどんくらいあって、どんぐらいの債務をしくっていう、はっきりしたものがあってのことで、市も判断なされてこんだけの補償をしようというふうに至ったと思うんで、その辺は、しっかり森林公社と今後話をさせていただいて、実力を十分発揮していただいてやってもらいたいなっていうのが、要望というか希望でございますんで、よろしくお願いをいたします。

○副市長 御要望といたしますか、御意見承りましたので、この件に限らず、しっかり段取りして進めてまいりたいというふうに思っています。

それから、森林公社でございますけれども、FPの発電が大分おこなっておりますので、実はもう森林公社を立ち上げた、その1つの収益の目標というのが、山のお宝ステーションで薪を売っていくんじゃなくて、市内で出た材を森林公社へ集めて、森林公社からFPへ、FPの燃料を供給していく、それで採算をとっていく、ということが第一。

それから2つ目は、今、国の方で、森林環境税というのが議論されているところでございます。これについては、国税で徴収したものを市町村へ交付をして、市町村の責任で実は森林整備をせよというようなスキームをも

って税金が投入、税が交付金という形で交付されてくる。そうすると森林公社が、やっぱりそれを、きちっとした、今度、市の責任、あるいは市町村の責任で間伐ができるところ、民有、民間の林でも、それを市が責任をもってやらなきゃいかん、というような体制になりますので、そういう体制になったときに、即、森林公社が機能できるというような目標をもって進めているわけでございます。

そういう意味も込めまして、森林公社がしっかり、まあ、債務保証、今、返済計画を出しましたけれども、当初からこれを、全く森林公社の財源だけで返済をしていくっていうのは、なかなか難しいわけでございますけども、まあ、三、四年後には、しっかり返済ができるような形に整えてまいりたいというふうに思っていますので、御理解をお願いしたいと存じます。

○**牧野直樹委員** 十分な活躍を期待をしておりますし、また、森林公社自体もプロパーの職員もとるような、そんなふうに発展していただければと思っております。もう1点、いいですか。

ふるさと納税についてですが、私、以前、一般質問の中で、市の振興公社がふるさと納税を一手に引き受けて、振興公社の範囲の中でやっていけば、収入がありますね、当然。それで、振興公社の運営資金にしたらいいかなっていう、そういう質問をしたと思うんですが。確かに委託料を払って、市の振興公社に発送の一部をお願いをする。これはちょっと変ではないかなと前々から思ってたんで、今回もいろんなものでふるさと納税がふえてきますよね。この寄附金のことで多分、問題があるかなっていう、その納税から免除されるのが、振興公社のあれでは無理かなと、市じゃないから無理かって、その辺はどうなんでしょうか。

○**地方創生推進課長** 自治体への寄附が前提になってまいりますので、この収入を振興公社へってというのは、今のところやはりちょっと考えにくいと思っておりますので、どうしても塩尻市が受けるものであるってのが前提になります。振興公社のほうへの委託も、いい点もしくは、ちょっと課題になる点を、今、洗い出しをしております。

正直、全て振興公社でやってくのは、今のところは振興公社をお願いをして発送をしておりますけれども、これからいろいろ量がふえてきたときに、やはりちょっとリスクが高い部分とかも見えてきたりしていますので、民間の業者においては、ある程度の寄附額の一定の割合を払えば、発送から全てやっていただけるというような民間のサイトの業者もでございます。ですので、その辺のところは、実は今、研究、検討してまいりますので、いま一度、また新たな手法をとるときには、御相談をさせていただきたいと思えます。

ただ1点だけですね、振興公社のほうで今お願いしてるのは、実は、梱包作業ですとか、発送作業を時短のお母さんたちにも出しております。そういう意味で、テレワークだけではなくて、時短で社会復帰を求めのお母さんたちの一部の要素としても取り扱ってるということでやっておりますが、全体としては根本的には、今、委員がおっしゃることも重々理解しておりますので、今後、検討してまいりたいと思えます。以上です。

○**牧野直樹委員** いいです。

○**副委員長** いいですか。司会をかわります。

○**委員長** ほかにありますか。

○**村田茂之委員** その関連なんですけど、今のふるさと納税の件ですね、これ基本的には、変動費っていうか、形にかかってくると思うんですね。例えば100台だったら100台分。200台だったら200台分のっていうような形。これで、このときの見積もりとか、これ大丈夫なんですかっていう。どのようにされてるんですかっ

ていうとこなんですけど。

○地方創生推進課長 今、サイトのほうが2つございますけども、1つのほうはクレジット寄附額の1%。もう1つのほうは寄附額の5%というもので、今、算定をしてございます。委員おっしゃるとおりで、寄附金の変動することによって、こちらも変動してまいりますので、最後3月31日にいったときに、このとおりになるかどうかって言われると非常に疑問ではありますけれども、一応、この範囲内でやるということになっておりますので、当然、寄附額がふえれば、こちらもそれに応じてふえるような形になっておりますので、今のところはこれを上限という扱いで見積もりをあげているところになります。以上です。

○村田茂之委員 わかりました。そういう意味で、予算とか決算のところ、なかなかやりづらいあれなのかなってというような気もいたします。

ちょっと関連でですね、今回はふるさと納税返礼品ってことなんですけども、プロモーションっていう意味で、外国人向けのサイトっていうのがやっぱり非常に重要で、市のホームページ、英語版にしたって誰も見てくれないと思います。

外国人が何をみて場所を決めるか。そこにどのような情報を出していくか。それについてのお考えをお聞きます。観光のほうとの絡みになって、ちょっと難しいところあるかもしれません。

○地方創生推進課長 実はですね、今、委員がおっしゃるとおり1つの形ではなく、サイトのほうとはちょっとかけ離れるんですが、奈良井宿の観光案内所のほうに、今、ソフトバンクさんのほうでペッパー君を置かさせていただきまして、どこから来て、どこへ行きますかというデータを、今、収集してございます。しいてはそういうようなデータ、今までの集めたデータの上に、新たなデータをつけ足して、市のサイト全般に及ぶ話にはなっていないかもしれませんが、そういう外国人の方々に向けたものも今後対応していく。主に、観光がメインになってくるとは思いますが、そういうところでは、今後、今まで以上にやっていかないといけないかなというのは、個人的なちょっと見解も入りますけど感じております。以上です。

○委員長 よろしいですか。

○村田茂之委員 そういう意味で、この辺は行政から見た場合に、あくまで民間ということになるんだけど、実際のお客さんっていうのは民間の情報を見てるんですね。そこは今までの行政の立場だけじゃなくて、もっとも民間の動向がどうかっていうことをしっかりウオッチしてやっていただきたい。多分これ、シティプロモーションの難しいとこだと思いますけど、ぜひ、よろしくお願いします。

○委員長 ほかにありますか。

○古畑秀夫委員 森林公社の関係で少し、先ほどの説明の関係でちょっとお聞きしたいんですが。片丘の部分は、もう、お宝ステーションとしての機能はなくなっているってことなのかどうか一点。それからもう一つ、森林公社は全て、この今日提案があったところへ事務所を移転、今のところじゃなくて全部移転して、ここでいろんな事務からいろんなことをやっていくっていう理解でしょうか。お聞きます。

○森林課長 まず、片丘のお宝ステーションの関係ですけれども、個人から借りていた部分は、農地転用の一時転用の期限切れましてお返ししましたけれども、その、さらに上の対外部分が1,500平米ほどございまして、現在でも薪を積み上げた形にしております。そこはそことして、塩尻市有地でありますので、引き続き片丘の第1ステーションという位置づけでやってまいります。それから公社自体、事務所の移転等の関係ですけれども、

現在、えんぱ一くに事務所を借りてやっておりますが、新しく施設ができた際には、そちらのほうへ全ての機能が引っ越しという形をとる予定でございます。以上です。

○委員長 よろしいですか。

○副市長 今回の片丘のお宝ステーションに当てたところですけれどね、あれ2つありまして、前に昔の道のところ、あれ、市有地なんですよ。市有地のところは今、使っています。その下のところを民間の方からお借りして、薪、積み上げてありましたけども、あそこはやっぱり先ほど申しあげましたとおり、もしFRPが稼働すればですね、何らかの形で使っていないといけないところだと思っております。したがって、少し時間はかかりますが、何とか農転の方法を、県と相談しながら少し時間をかけて、使えるような形にできればですね、やっていきたいなというふうに思っております。それだけつけ加えさせていただきます。

○委員長 よろしいですか。

○古畑秀夫委員 ちょっと違うことで。違うことなんですけど、消防の関係で昭和電工から引き受けたのは、何か、水漏れで貯水槽使えなくて修繕するという説明でしたよね。ほかにも何て言うかね、昔のコンクリでこう、やっである貯水槽ってのは、ちょこちょこあるんだけど、実際、その水漏れとかそういうのってのは、ふたしてあるのでわかりづらいけど、そういう点検ってのはやられておるわけでしょうか。

○消防防災課長 先ほどの説明の中で、ふたがなくてやるということでございまして、基本的に貯水槽につきましては、今のものはFRPになってまして、上のほうはもうマンホールの穴しかありませんし、基本的に全てコンクリートであってもふたしかございませんので、ふたがないとこっていうのは、めったにございませんので。今回は寄附をしていただいたものは、たまたまなかったもので、するということでございますので、お願いします。

○古畑秀夫委員 水漏れっていうか、そういうのは点検っていうのは定期的にやっているということでしょうかね。

○消防防災課長 水漏れ等につきましては消防団がですね、何カ月にも一遍わかりませんが点検して、そのときにちゃんと水があれば漏水はないと思いますし、減っていれば漏水の可能性もあるので、また、調査等して進み方を見ていくということになりまして、もし、なくなってしまうと、また、工事をしなきゃいけないというふうになると思います。

○委員長 よろしいですか。ほかにありませんか。

○西條富雄委員 最後に。15ページの参議院選挙の委託金の返還金の件でございまして、監査のときも申し上げたんですが、こちら常任委員会の議事録にも残してもらいたいものですから、あえて発言しますが。41万6,000円を返還するという返還の振込手数料については、こちらの負担という話になっているそうです。それは県のミスですから相手に負担させる。だから振込手数料引いた金額を振り込みする。それくらいの気持ちで接してもらいたいと、あえて議事録に残します。はい、要望です。

○委員長 ほかにありますか。それでは、これより自由討議を行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 次に、議案に対する討論を行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 ないようですので、議案第25号平成29年度塩尻市一般会計補正予算（第3号）中、当委員会に付

託されました部分については、原案のとおり認めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○委員長 異議なしと認め、議案第25号中、当委員会に付託された部分については、全員一致をもって可決するものと決しました。

午前中に終わろうと思いましたが、議論が白熱しておりまして、あと2件、午後になってしまいます。昼食をはさんで、午後1時10分から再開したいと思います。よろしくお願いいたします。御苦労さまでした。

午前12時07分休憩

午後13時07分再開

○委員長 それでは、休息を解いて再開をいたします。

議案第26号 平成29年度塩尻市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）

○委員長 議案第26号平成29年度塩尻市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）を審査します。説明を求めます。

○市民課長 議案第26号国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）について御説明いたします。1ページの第1条をごらんください。国保特別会計補正予算は、歳入、歳出それぞれ3億405万8,000円を追加し、予算の総額を88億5,174万1,000円とするものです。特別会計につきましては、歳入から説明させていただきます。7ページ、8ページをお願いいたします。

10款1項の繰越金は前年度繰越金ですが、1目の療養給付費等交付金繰越金は、平成28年度決算による翌年度繰越金のうち退職医療費給付費交付金の清算に伴い、社会保険診療報酬支払基金へ返還する分で、当初予算との差額、527万6,000円を増額するものです。2目のその他繰越金は、繰越金のうち1目の療養給付費等交付金繰越金以外の分、2億9,871万2,000円でございます。

続いて歳出を説明させていただきます。次のページをお願いいたします。

10款1項1目の財政調整基金積立金は、歳入の補正額を財源といたしまして、12款の諸支出金の増額分を除いた額、2億4,818万2,000円を財政調整基金に積み立てるものです。

次に、12款1項1目の一般被保険者保険税還付金は、国税の過年度還付金について155万6,000円を増額補正をお願いするものです。還付金の内容ですが、後期高齢者医療の話を、まずさせていただきますけれども、全国的に後期高齢者医療保険料の賦課計算で、軽減判定におけるシステム設定の誤りがあったため、制度発足以来、ある条件に該当する方の保険料が間違っていたということにつきましては、昨年12月27日に厚生労働省の公表があり、本市の影響につきましては、本年4月19日づけで議員の皆様へお知らせをさせていただきました。お知らせした当時は、まだ確認中でありましたけれども、同様のことが国民健康保険税の軽減判定においても生じておりまして、これ県内ほとんどの市町村が、同様の状況であったんですけれども、そういった軽減判定の誤りが国税にもありまして、このことによって過年度分の減額補正をしたものがございます。それで実際に還付した金額が、今回の補正額でございます。

国税の影響でございますけれども、増額となった世帯が9件で、合計27万9,900円。減額となった世

帯が47件で158万8,100円といった状況でございました。

次に12款1項3目の償還金は、前年度繰越金のうち、説明欄1つ目の黒ポツ、退職被保険者療養給付費交付金の清算に伴う償還金527万7,000円と、2つ目の黒ポツ療養給付費国庫支出金の清算により、国へ返還する4,904万3,000円の増額をお願いするものです。説明は以上になります。よろしくお願いいたします。

○委員長 それでは質疑を行います。委員の皆さんから質問はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 ありませんか。それではこれより自由討議を行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 次に、議案に対する討論を行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 ないようですので、議案第26号平成29年度塩尻市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）については、原案のとおり認めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○委員長 異議なしと認め、議案第26号については、全員一致をもって可決すべきものと決しました。

議案第28号 平成29年度塩尻後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）

○委員長 次に議案第28号 平成29年度塩尻市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）を審査いたします。説明を求めます。

○市民課長 議案第28号後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）について説明いたします。1ページの第1条をお願いいたします。後期高齢者医療事業特別会計補正予算は、歳入、歳出それぞれ271万8,000円を追加し、予算の総額を7億1,385万5,000円とするものです。こちらも歳入から説明させていただきます。7ページ、8ページをお願いいたします。

4款1項1目の繰越金は、平成28年度決算による翌年度繰越金が確定しましたので、当初予算との差128万5,000円を増額するものです。5款2項1目の保険料還付金は、歳出で説明いたします保険料還付金の増額分の135万4,000円を歳入においても増額するので、長野県後期高齢者医療広域連合が負担するものであります。2目の保険料還付合算金も同様で、歳出で説明します還付加算金の増額分7万9,000円を歳入においても増額するものでございます。

続いて歳出を説明いたします。次のページをお願いいたします。

2款1項1目の広域連合納付金は、保険料等徴収納付金を128万5,000円増額するものです。これは出納整理期間中に徴収した前年度の保険料等を翌年度に繰り越し、翌年度の納付金として長野県後期高齢者医療広域連合へ納付するといった今回だけの特別な会計処理になっております。

3款1項1目の保険料還付金は135万4,000円を増額するものです。内訳につきましては、平成28年度出納閉鎖時に保険料の還付未済となった33万3,700円と、先ほど国保特会でも説明をさせていただきましたが、後期高齢者医療の軽減判定誤りがあったことに伴いまして、更正をした還付金が62万400円ありま

す。さらに、厚生労働省からは軽減判定誤りにプログラムをもって抽出したんですけれども、ちょっとそのプログラムにですね、まだ不備があったということで、まだ軽減判定誤りは抽出漏れがあるというふうに通知がされております。その該当者はまだ不明でございますが、その分を40万円と見込みまして、今回あわせて補正させていただきますといった内容でございます。

2目の保険料還付加算金は7万9,000円を増額するもので、保険料軽減判定誤りによる分、これが実績で3万9000円と、こちらも軽減判定誤りの抽出漏れによる見込みを4万円と見込みまして、ここに算入をしてございます。軽減判定誤りの影響でございますけれども、増額となりましたのが5件で、合計で8万7,900円。減額更正となりましたのが23件で、62万400円といった状況でございました。説明は以上でございます。よろしくお願いたします。

○委員長 それでは質疑を行います。委員の皆さんから質問はございますか。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 それでは、これより自由討議を行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 次に、議案に対する討論を行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 ないようですので、議案第28号平成29年度塩尻市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）については、原案のとおり認めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○委員長 異議なしと認め、議案第28号については、全員一致をもって可決すべきものと決しました。

以上で、当委員会に付託された案件の審査を終了いたしました。なお、当委員会の審査結果報告書及び委員長報告の案文につきましては、委員長に御一任願いたいが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○委員長 異議なしと認め、そのようにいたします。当局側から何かありますか。

閉会中の継続審査の申し出

○総務部長 市議会閉会中の継続審査についてお願いたします。本委員会が所管する各部課におきましては、それぞれ重要案件を抱えておりますので、閉会中につきましても協議会等の開催をお願いする場合がございますので、何とぞよろしくお願いたします。以上です。

○委員長 ただいま、継続審査の申し出がありました。これについて御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○委員長 異議なしと認め、そのように議長に申し出をいたします。

理事者から挨拶があればお願をいたします。

理事者挨拶

○副市長 2日間にわたりまして慎重審査をいただきまして、御提案を申し上げました全ての議案に対しまして

お認めをいただきまして、大変ありがとうございます。審査の中でいただきました御指摘、御意見、御要望につきましては、これからの行政執行の中で十分に活かしてまいりたいというふうに思っております。

大変ありがとうございました。

○**委員長** 以上で、9月定例会総務生活委員会を閉会いたします。大変お疲れさまでした。

午後1時19分 閉会

平成29年9月20日（水）

委員会条例第29条の規定に基づき、次のとおり署名する。

総務生活委員会委員長 牧野 直樹 印